全九州小学生バレーボール

男女優勝大会

危機管理マニュアル



九州小学生バレーボール連盟

公益財団法人日本バレーボール協会「国内競技会の危機管理マニュアル」について

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2018.3.3

　　　　　公益財団法人日本バレーボール協会

　国内事業本部　本部長　村上　成司

ＪＶＡ主催国内競技会及び国内競技会においては、必ず大会役員に危機管理担当者を置き、自然災害、停電、感染症・伝染病、急病人・怪我人等の対応策を決定し、競技会 開始までに、チーム、役員及び観客等に周知すること。特に競技会開始後は、観客には 場内アナウンス等で危機管理の対応を知らせる。

併せて、大会委員長（危機管理責任者）及び危機管理担当者は、競技会までに大会役 員と下記の対応策の打合せを行う。

記

１）自然災害対策については、避難経路、避難場所の確認、誘導（動線）の方法を明確に

　　して、選手、チーム役員、役員、観客の安全を確保する。また、基本的に政府及び自

　　治体からのニュースを収集して適切に対応する。

２）停電対策については、避難経路、避難場所の確認、誘導（動線）の方法及び周知の方

　　法（ハンドマイク等）を明確にしておく。

３）感染症・伝染病対策については、罹患者の隔離や消毒など、選手、チーム役員、役員、

観客の安全を確保する。また、医療機関や保健所から情報を収集して適切に対応する。４）急病人・怪我人の手当てについては、会場の応急処置ができる部屋を確保する。また、

事前に体育館の救急体制及び救急病院をチェックし、すぐに救急車を要請できるよう

にしておく。

５）事故（会場施設の破損等）対策については、体育館関係者と連絡を取り、事前に会場

　　で使用する施設・設備の安全性をチェックする等適切に対応する。

**※ＪＶＡから出された「国内競技会の危機管理マニュアルについて」を受け、九州小学生バレーボール連盟として以下のようにマニュアルを策定した。**

１ 緊急時対応の基本的な考え方（大会期間中）

 **(1) 緊急事案**

競技会場等において以下の緊急事案・疾病等が発生した場合、現場において迅速に

適切な対応を取るとともに、電話又はＦＡＸ等で大会本部が九州バレーボール連盟及び九州小学生バレーボール連盟に連絡する。

ア 災害(大雨、暴風、地震、落雷、火山の噴火等)

イ 事故(交通事故等)人身事故等で傷病者が重篤な場合

ウ 病院搬送事例

エ 怪我

オ 食中毒

カ 熱中症

キ その他

**(2) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止**

緊急事案または疾病等が発生した場合、大会本部はその事案を勘案し110 番、又は119 番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

**(3) 競技会中止・中断等の協議**

緊急事案が発生した場合、大会本部は、競技会の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。

また、競技会の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順を、予め決めておくこととする。なお、中断・再開した場合も含めて競技会の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に配慮し、午後８時までとする。

**(4) 関係機関への報告**

上記の事由により競技会の中止・中断等の協議を行った場合、大会本部は、九州小学生バレーボール連盟・九州小学生バレーボール連盟に報告を行うこととする。

**(5) 役員の派遣**

大会本部は、必要に応じて関係者を病院等に派遣する等、適切に対応するものとする。

**(6) 報道機関への対応**

大会本部は、必要に応じて報道提供資料を作成し、資料提供を行うこととする。

なお、個人情報の取り扱いについては、十分注意をすること。

**(7) 最終判断者**

緊急時対応の最終的な判断については、**大会委員長（九州バレーボール連盟理事長）**が行い、**大会会長（九州バレーボール連盟会長）**に報告するものとする。

２ 大会の中断・順延・中止等の決定に係る基本的な考え方(大会期間中)

**(1) 競技の中止等を検討しなければならない状況**

参加者の「生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態」が発生した場合または、喫緊に発生することが予想される場合

（情報入手）

大会本部

（開催県小学生バレーボール連盟事務局内）

＜ 関係者で協議 ＞

九州小学生バレーボール連盟会長・理事長　等

開催県バレーボール協会・開催県小学生バレーボール連盟

態度決定（大会委員長）

（１）九州バレーボール連盟に連絡

（２）九州小学生バレーボール連盟事務局に連絡

→　各県小連へ連絡　→各県出場チームへ連絡

（３）開催県小学生バレーボール連盟　→　関係者へ連絡（役員・業者・施設等）

※ 状況に応じて、大会終了後に開催県小学生バレーボール連盟事務局もしくは

大会本部から関係機関・関係者に礼状等を送付する。

３ 競技運営に当たっての注意事項 （各会場）

**(1) 緊急事案に備えての事前確認**

① 大会本部は、競技会場等における危険箇所の確認・解消、避難場所の確認、避難経路・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、ＡＥＤの設置場所の確認・救護室の設置場所・看護師の配置有無等を行う。

② 役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応する為、以下に示すことを確認しておく。

ア 避難場所、避難経路、非常口等

イ ＡＥＤの設置場所・使用方法

ウ 消火器の設置場所・使用方法

エ 救護室の設置場所・看護師の配置有無

③ 会場設営等については安全対策を十分に行う。

**(2) １日単位の競技運営の確認**

① 大会本部は以下に示すことを基準に１日単位の競技運営の流れを定め、各責任者

に周知しておく。

《 実施フロー図参照》

② 災害や事件・事故が発生した場合は大会本部（開催県小学生バレーボール連盟事務局）へ報告すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 連絡事項 | 連絡先 |
| 大会本部（開催県小学生バレーボール連盟） | 報 道（ホームページ等） |
| 災害（地震、台風等） | ● |  |
| 事件・事故等 | ● |  |
| 競技の開始・終了 | ● |  |
| 競技結果 | ● | ● |
| 競技の中断・再開 | ● |  |
| その他連絡事項 | ● | （内容により） |

③ 補助員の集合・解散時刻については、健康面・安全面に十分留意し設定すること。

競技時間の延長、荒天時等による競技中断等があっても、補助員の安全管理上、業務終了時刻(会場での解散時刻)を午後９時とし、厳守すること。

※競技の終了時刻：午後８時（延長の場合）

**(3) 緊急時の対応体制**

自然災害・気象警報等による役員・補助員等が会場に到着できない場合の対応を検討しておくこと

１日単位の競技運営《 実施フロー図》

競技実施の判断基準

大雨・暴風等の気象情報、地震津波情報、感染症による危険等の情報に伴い、競技を中止した場合は九州バレーボール連盟に連絡する。

※午後2時の段階で大雨・暴風警報等が解除されていない場合は、それ以降に解除されたとしてもその日の協議会は原則として中止する。

大会本部(大会本部)

気象状況等の情報収集

地震・津波の情報収集

感染症等の情報収集

競技会場の状況確認（破損等）

競技実施の判断(大会本部)

役員・補助員の集合（各会場）

出欠確認・健康チェック

業務内容の確認

会場・施設設備の安全点検

競技場内、観客席、周辺施設

各会場（競技を開始）（競技の中断・再開）

競技の終了

　競技結果報告

会場・施設設備の安全点検

競技場内、観客席、周辺施設

役員・補助員の集合

出欠確認・健康チェック

翌日の業務内容・集合時間等の確認

解散

４ 自然災害に対する予防及び対応

**(1) 荒天時（大雨、暴風警報等)の対応**

① 大会本部は、テレビ、ラジオ、インターネット等により大雨や暴風等の気象情報を随時確認・収集する。

② **午前６時(競技開始３時間前等)**において、**大雨警報、又は暴風警報(風速２０m/s 以上)**が発令されている場合は、原則として、競技会を中止とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡をする。

③ 午後２時までに大雨警報、又は暴風警報が解除された場合は、警報解除後に、各チーム、関係者、役員・補助員等を速やかに集合させ、大会開催の準備が整い次第、競技を開始することができる。(競技開始、再開の場合についても終了時刻(午後８時)を厳守すること。)

④ **午後２時の段階**で大雨警報、又は暴風警報が解除されていない場合は、それ以降に解除されたとしても、その日の競技会は原則として中止とする。

**(2) 火山の噴火（降雨含む）に伴う対応**

① 競技大会前の事前準備

参加者の安全を確保するために、火山の噴火等の急激な気象状況の変化に対して、大会前に以下の準備をする。

ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定

イ 噴石をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定

ウ 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

② 競技の中断・中止等の判断

大会本部は、噴石・火山灰等の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた

方法により競技の中断・中止等を適切に判断する。

また、必要に応じて、参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

 **(3) その他自然災害に対する対応**

Ⅰ地震

1. 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定
2. 地震直後のアナウンス（例）

「ただいま地震が発生しましたので、競技を一時中断します。現在係員が調査中ですので、次のお知らせまでしばらくの間そのままお待ちください」（又は皆様の安全のため競技中止し、ただいまより一時避難していただきます。係員が誘導しますので係員の維持に従って避難を開始して下さい）

1. 被害状況の確認

施設職員と協力して施設内を巡回して被害状況の確認を行う。また、テレビ・インターネット等により地震情報を確認し、併せて関係者に伝達する。

1. 被害が発生した場合、又は震度４以上の場合

・火災発生の場合は初期消火にあたる

・施設破損した場合→現場を確認し、危険がある場合は観客等が立ち入らないようにする。

・負傷者が発生した場合は負傷者を処置する。

・重症傷病者など医療機関に搬送する必要がある判断した場合には、応急処置を行った上で119番通報して救急車の出動を要請する。

⑤　大会本部は被害状況等を基に競技会の中止及び大会参加者の避難について必要

に応じ関係機関を含め対応を協議する。

⑥　大会本部は被害の状況等を勘案して、大会参加者を避難させる。

Ⅱ火災

① 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける。

② 非常ベルを押し、施設管理者に通報する。

③ 大会本部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる。

④ 消防隊員が到着したときは、消火活動を引き継ぐ。

➄ 負傷者が発生した場合、負傷者を搬送する。

⑥ 大会本部は、火災及び被害の状況等を基に、競技会の中止及び大会参加者の避

難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。

Ⅲ 入場者、その他一般県民等とのトラブル

入場者やその他一般県民等とのトラブルが発生した場合は、現場の様子を確認のうえ、臨機応変に110 番通報する。

５ 医療等の予防及び対応

**(1) 食中毒発生時の対応について**

【別紙１－１】緊急時の連絡体制（食中毒（疑い）等発生時の措置体制

【別紙１－２】帰省後に食中毒（疑い）が発生した場合の措置体制

【別紙様式１】食中毒（疑い）発生報告書

**(2) 熱中症予防及び対応について**

大会本部は、大会参加者に対して、熱中症指標計等により測定した気温や湿度等を周

知するともに、配布物等で熱中症予防に関する注意喚起を行う。

《例》乾球温度計で３５℃を超えた場合、ボールデットの時点で全コートの試合をする。

　　換気を行い、３４．５℃以下に下がったことを確認してプレー再開する（案内する）

**(3) 感染症(はしか・インフルエンザ等)の予防及び対応について**

① 感染症の予防について

大会開催前に選手の体調管理の指導を行うよう注意を促す。

② 感染症の発生時における対応について

ア 医療機関で、はしか又はインフルエンザに感染若しくは感染の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合、大会本部は、その状況について九州バレーボール連盟・九州小学生バレーへ報告する。

イ 濃厚接触による二次感染者の確認を行い、その対応等については、大会本部や

関係機関(県教育委員会、医療機関、所轄保健所等)の指示を受けて対応し、宿泊施

設と連携して集団感染の拡大防止に努める。

６ 大会開催前の緊急時対応について

【 新型インフルエンザ・口蹄疫・噴火・大型台風の接近 】

（１）九州大会開催県の対応

①開催県バレーボール協会及び小連と九州小連（事務局）で協議する。

（※ 九州バレーボール連盟事務局に速報を入れる。 ）

② 開催可否の決定（大会委員長　九州バレーボール連盟理事長）

**※すべてのチームが参加できない状況で開催を行うこともある。**

③ 開催が不可能な場合は代案の作成（九州小連緊急理事会）

④ 九州バレーボール連盟事務局に状況を報告する。（対応策等）

⑤ 関係機関・関係者への連絡・文書送付